

産業廃棄物管理票交付等状況報告を提出してください

～報告書の提出は6月末日が期限となりますのでご注意ください～

○産業廃棄物管理票(マニフェスト)報告の概要

産業廃棄物を委託処理し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した全ての排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の交付状況を都道府県知事などに報告しなければなりません。

本年度は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの、産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況を平成26年6月30日までに提出していただくこととなります。

なお、電子マニフェストを利用している場合はこの報告は必要ありません。

詳しくは、下記アドレスをご覧ください。

(様式をダウンロードして使用できます。)

■産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告について

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4463/>

○提出先

神奈川県内の事業所の所在地を管轄する地域県政総合センター(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市内の事業所はそれぞれの市)が提出先となります。

※よくある質問

- ・「運搬先の住所」には、収集運搬業者の住所ではなく、契約書で定めた運搬の最終目的地を記載してください。
- ・複数の廃棄物が一体不可分となっている混合廃棄物については、その具体的な名称と、括弧書きで各廃棄物の名称を記載してください。
例：蛍光灯(金属くず・ガラスくず・廃プラスチック類)
- ・いわゆる事業系一般廃棄物(オフィスペーパー、段ボール)を委託している場合や売渡している場合でマニフェストに準じた管理票で処理確認をしているケースでは報告は必要ありません。

問 い 合 わ せ 先	神奈川県環境農政局環境部廃棄物指導課 指導グループ	: 045-210-4161
	横須賀三浦地域県政総合センター環境部	: 046-823-0210
	県央地域県政総合センター環境部	: 046-224-1111
	湘南地域県政総合センター環境部	: 0463-22-2711
	県西地域県政総合センター環境部	: 0465-32-8000
	横浜市資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課	: 045-671-2513
	川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課	: 044-200-2581
	相模原市環境経済局資源循環部廃棄物指導課	: 042-769-8358
	横須賀市資源循環部廃棄物対策課	: 046-822-8523

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

都道府県知事 殿
（市長）

報告者
住 所
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称				業 種					
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。